

各国の陪審・参審制度の比較

	日本 (裁判員制度)	アメリカ (陪審制)	イギリス (陪審制)	ドイツ (参審制)	フランス (参審制)	韓国 (国民参与裁判制度)
対象 事件	重大な刑事事件	刑事事件 民事事件	刑事事件 一部の民事事件	刑事事件 その他、労働・行政・ 社会事件等	刑事事件 その他、少年事件や 社会保障事件等	重大な刑事事件
構成	裁判官 3 名 (又は 1 名) 裁判員 6 名 (又は 4 名)	裁判官 1 名 陪審員 12 名	裁判官 1 名 陪審員 12 名	裁判官 1～3 名 参審員 2 名	裁判官 3 名 参審員 9 名	裁判官 不明 陪審員 5, 7, 9 名 (法定刑の軽重による)
市民の 選び方	20 歳以上。1 回のみ。 選挙人名簿から無作為	18 歳以上。1 回のみ。 選挙人名簿から無作為	18 歳以上。1 回のみ。 選挙人名簿から無作為	25 歳以上。任期 4 年。 政党等からの推薦	23 歳以上。1 回のみ。 選挙人名簿から無作為	20 歳以上。1 回のみ。 韓国国民から無作為
権限	裁判官と同等の権限 有罪・無罪の決定 量刑判断	(陪審制は裁判官が評議に加わらない) 裁判官から独立 有罪・無罪の決定のみ		裁判官と同一の権限 事実認定と法律判断	裁判官同一との権限 有罪・無罪の決定 量刑判断	裁判官から独立 有罪・無罪の決定 判決は陪審員の評決に 影響されない
評決 方法	多数決 但し、裁判官・裁判員 各 1 名以上の賛成必要	原則として全員一致 一部の州では 10 名 以上で可	原則として全員一致 2 時間以上評議した後 は 12 名中 10 名で可	刑事事件の有罪には 3 分の 2 以上の賛成が 必要	有罪には 8 名以上、 量刑は過半数の 7 名上 の賛成が必要	全員一致 意見が割れた時は裁判 官と協議の上、多数決 で決定
上訴審 での市 民参加	なし	なし	なし	区裁事件の控訴審のみ あり	参審員を 12 名とした 重罪法院で再度審理	なし

	日本（裁判員制度）	アメリカ（陪審制）	イギリス（陪審制）	ドイツ（参審制）	フランス（参審制）	韓国(国民参与裁判制度)
被告人の選択	不可	陪審裁判を受ける権利を放棄することが可能	選択的審理方法の犯罪の起訴の場合のみ可	不可	不可	被告が制度の適用を望んだ時のみ適用
報道規制	裁判員法ではなし 日本新聞協会で「指針」作成	報道の自由を認める、弁護士や検察官のマスメディアに対する発言を制限する法曹倫理規定が大きな役割を果たしている。	裁判終了まで、事件に関する報道は原則禁止	なし	なし	不明
事実審理	調書と尋問 取り調べ調書を裁判官は読む、裁判員は読まない。	集中審理・証人尋問中心	裁判官が検討すべき争点を積極的に指摘し、証拠についても自らの評価を加えながらポイントを要約していく。	直接主義、口頭主義。 心証は公判廷での証拠調べによる。参審員は事前に捜査記録を見ない。	直接主義、口頭主義。 裁判長は、公判開廷前に記録を精査して審理計画を立てる。供述調書は例外的な場合以外は朗読することはできない。	不明
守秘義務	結審後もあり 違反には刑罰あり	結審後はなし	結審後もあり 評議の前後を問わず、裁判所侮辱罪に当たる	結審後もあり 職業裁判官と同等の義務を負う。	結審後もあり 評議の秘密を漏らす行為は、犯罪として処罰	不明
その他						認めた理由以外で出席を拒否した時は罰金。 08年から2年間試行。 再検討後12年に最終的な形を決める。